

坂戸市設計等委託業務検査規則

令和2年2月3日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、市が発注する建設工事に係る設計、測量及び地質・土質調査の委託業務（以下「委託業務」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 委託業務の検査は、出来高検査（部分払、契約の解除等をしようとするときに、委託業務の履行済部分を確認する検査をいう。第15条において同じ。）、中間検査（委託業務の途中に行う検査であって契約の履行を確認するものをいう。同条において同じ。）及び完了検査（委託業務の完了を確認する検査をいう。同条において同じ。）とする。

(検査の区分)

第3条 委託業務の検査は、次の各号に掲げる委託業務の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 1件の委託金額が50万円を超える委託業務 委託業務の検査を所管する課の長（以下「委託業務検査主管課長」という。）
- (2) 1件の委託金額が50万円以下の委託業務 委託業務を所管する課等（坂戸市組織規則（平成10年坂戸市規則第1号）第9条第1項に規定する課等をいう。）の課長等（同項に規定する課長等をいう。）（以下「委託業務担当課長」という。）

(検査員)

第4条 検査員は、市職員のうちから市長が任命する。

2 検査員は、第6条第2項の規定による指名を受けて委託業務の検査を行うものとする。

(契約締結の通知等)

第5条 契約を所管する課の長は、第3条第1号に掲げる委託業務の契約を締結したときは、速やかに当該契約の内容を委託業務検査主管課長に通知するものとする。

2 委託業務担当課長は、第3条第1号に掲げる委託業務についての委託業務概要書（当初・変更）（様式第1号）に設計図書の写しを添付して、委託業務検査主管課長に送付するものとする。委託業務の契約の内容に変更

があったときも、同様とする。

(検査の手續)

第6条 委託業務担当課長は、第3条第1号に掲げる委託業務の検査を受けようとするときは、委託業務検査申出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 委託業務検査主管課長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、その指名する検査員に当該申出書に係る委託業務の検査を行わせることができる。

(検査の立会い)

第7条 委託業務の検査には、監督員及び受注者は立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない事情により立ち会うことが困難なときは、代理によることができる。

(検査の方法)

第8条 委託業務の検査は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づいて厳正に行わなければならない。

2 第6条第2項の規定により指名された検査員(以下「担当検査員」という。)は、必要があると認めるときは、現地で委託業務の検査をすることができる。

(書類の提出等)

第9条 担当検査員は、必要があると認めるときは、委託業務担当課長に対し、関係書類の提出又は意見を求めることができる。

(検査の記録等)

第10条 担当検査員は、委託業務の検査をしたときは、出来高・中間・完了検査記録(様式第3号)に記録するとともに、出来高・中間・完了検査結果報告書(様式第4号)により、委託業務の検査に係る所見、指摘事項等を委託業務検査主管課長に報告するものとする。

2 委託業務検査主管課長は、委託業務の検査をしたときは、出来高・中間・完了検査結果兼修補完了報告書(様式第5号。次条及び第12条において「検査結果兼修補完了報告書」という。)により、委託業務の検査の結果を委託業務担当課長に報告するものとする。

(委託業務の修補)

第11条 委託業務検査主管課長は、委託業務の検査の結果、委託業務の履行を確認できないと認めるときは、検査結果兼修補完了報告書により、期

日を指定して当該委託業務の修補（大規模な修補又はそれ以外の修補（次条において「手直し修補」という。）をいう。以下同じ。）を委託業務担当課長に指示するものとする。

2 委託業務担当課長は、前項の規定による委託業務の修補の指示があったときは、直ちに受注者に委託業務の修補を請求するものとする。

3 委託業務検査主管課長は、担当検査員に第1項の規定による委託業務の修補の指示を行わせることができる。この場合において、同項中「委託業務検査主管課長」とあるのは、「担当検査員」とする。

（委託業務の再検査）

第12条 委託業務担当課長は、委託業務の修補が完了したときは、検査結果兼修補完了報告書を委託業務検査主管課長に提出するとともに、当該委託業務の再検査を受けなければならない。この場合において、手直し修補については、委託業務担当課長による委託業務の手直し修補の完了の確認を再検査とみなす。

（準用）

第13条 第7条から前条までの規定は、委託業務の再検査について準用する。

（委託業務の改善手直し）

第14条 第11条に規定するもののほか、委託業務検査主管課長は、委託業務の検査の結果、委託業務の検査の合否にかかわらず、委託業務の質の向上等に資すると認められる軽易な手直し（以下この条において「改善手直し」という。）が必要であると認めるときは、委託業務担当課長に、口頭により当該委託業務の改善手直しを指示することができる。

2 委託業務担当課長は、前項の規定による委託業務の改善手直しの指示があった場合において、委託業務の改善手直しが必要であると認めるときは、受注者に委託業務の改善手直しを請求するものとする。

3 委託業務検査主管課長は、担当検査員に第1項の規定による委託業務の改善手直しの指示を行わせることができる。この場合において、同項中「委託業務検査主管課長」とあるのは、「担当検査員」とする。

（検査結果の報告）

第15条 委託業務検査主管課長は、委託業務の検査が完了したときは、出来高検査にあっては出来高検査報告書（様式第6号）により、中間検査にあっては中間検査報告書（様式第7号）により、完了検査にあっては完了

検査報告書（様式第8号）により、市長に報告するとともに、それらの写しを委託業務担当課長に送付するものとする。

- 2 第3条の規定により委託業務の検査を行う委託業務担当課長は、委託業務の検査が完了したときは、出来高検査にあつては出来高検査報告書（委託業務担当課長検査用）（様式第9号）により、中間検査にあつては中間検査報告書（委託業務担当課長検査用）（様式第10号）により、完了検査にあつては完了検査報告書（委託業務担当課長検査用）（様式第11号）により、市長に報告するものとする。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

委託業務概要書（当初・変更）

年 月 日

委託業務検査主管課長 様

委託業務担当課 _____

委託業務担当課長 _____

委託業務の名称			
履 行 場 所			
受 注 者			
履 行 期 間	当初 年 月 日から 年 月 日まで	変更	年 月 日から 年 月 日まで
委 託 金 額	当初 円	変更	円
総 括 監 督 員		変更契約日	年 月 日
担 当 監 督 員			
現 場 責 任 者		技術管理者	
管 理 技 術 者		照査技術者	
部 分 払	有（時期 年 月 日頃）・ 無		
添 付 書 類			
特 記 事 項			

様式第2号（第6条関係）

委託業務検査申出書

年 月 日

坂戸市長 様

委託業務担当課 _____
 委託業務担当課長 _____ (印)

下記委託業務の出来高・中間・完了検査をお願いします。

記

委託業務の 名 称			
履 行 場 所			
受 注 者		委託金額	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	完 了 日	年 月 日
備 考			

検査員の指名

上記委託業務の出来高・中間・完了検査の検査員を指名する。

年 月 日

委託業務検査主管課長

検査員

様式第3号（第10条関係）

（検査員用）

出来高・中間・完了検査記録		
委託業務の 名 称		
検査日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
検査員及び 検査立会者	委託業務検査主管課	
	委託業務担当課	
	受 注 者	
検査員所見	1 指摘事項は、無し。 2 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 修補の完了の確認は委託業務担当課長が行うこと。 3 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 再検査を受けること。	
指摘事項		

検査員

様式第4号（第10条関係）

（委託業務検査主管課用）

出来高・中間・完了検査結果報告書		
委託業務の 名 称		
検査日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分	
検査員及び 検査立会者	委託業務検査主管課	
	委託業務担当課	
	受 注 者	
検査員所見	1 指摘事項は、無し。 2 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 修補の完了の確認は委託業務担当課長が行うこと。 3 指摘事項について、検査日から 日以内に修補を完了し、 再検査を受けること。	
指摘事項		
委託業務検査主管課長 様		
		検査員 ㊟

様式第6号（第15条関係）

出来高検査報告書			
委託業務の名称			
履行場所			
受注者			
委託金額			
履行期間	年 月 日	～	年 月 日
検査日時	年 月 日	時 分	～ 時 分
出来高確認 年 月 日	年 月 日	出来高金額	出来高率
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名			
検査員氏名			
<p>上記委託業務の出来高検査をした結果、関係図書のとおり出来高を確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務検査主管課長 ⑩</p>			
委託業務検査主管課長意見			

注 出来高とは、委託業務の履行済部分をいう。

様式第7号（第15条関係）

中間検査報告書			
委託業務の名称			
履行場所			
受注者			
委託金額			
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
検査日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
検査内容		完了年月日	年 月 日
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名			
検査員氏名			
<p>上記委託業務の中間検査をした結果、関係図書のとおり契約が履行されたことを確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務検査主管課長 ㊟</p>			
委託業務検査主管課長意見			

様式第8号（第15条関係）

完了検査報告書	
委託業務の名称	
履 行 場 所	
受 注 者	
委 託 金 額	
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
完了通知書 受付日	年 月 日
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
完了年月日	年 月 日
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名	
検 査 員 氏 名	
<p>上記委託業務の完了検査をした結果、関係図書のとおり委託業務が完了したことを確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務検査主管課長 ㊟</p>	
委託業務検査主管課長意見	

様式第9号（第15条関係）

出来高検査報告書（委託業務担当課長検査用）			
委託業務の名称			
履行場所			
受注者			
委託金額			
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
検査日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
出来高確認 年 月 日	年 月 日	出来高金額	出来高率
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名			
<p>上記委託業務の出来高検査をした結果、関係図書のとおり出来高を確認したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務担当課長 印</p>			
委託業務担当課長意見			

注 出来高とは、委託業務の履行済部分をいう。

様式第10号（第15条関係）

中間検査報告書（委託業務担当課長検査用）			
委託業務の名称			
履行場所			
受注者			
委託金額			
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
検査日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
検査内容		完了年月日	年 月 日
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名			
<p>上記委託業務の中間検査をした結果、関係図書のとおり契約が履行されたことを確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務担当課長 印</p>			
委託業務担当課長意見			

様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

完了検査報告書 (委託業務担当課長検査用)	
委託業務の名称	
履 行 場 所	
受 注 者	
委 託 金 額	
履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
完了通知書 受付日	年 月 日
検 査 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
完了年月日	年 月 日
委託業務担当課 課長氏名 監督員氏名	
<p>上記委託業務の完了検査をした結果、関係図書のとおり委託業務が完了したことを確認したので報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>坂戸市長 様</p> <p style="text-align: right;">委託業務担当課長 印</p>	
委託業務担当課長意見	